

## 行政解説「特別支援教育・発達障害支援行政の最新情報と 目指すべき方向性」

文部科学省 大山 真未（特別支援教育課 課長）

厚生労働省 阿萬 哲也（障害福祉課 障害児・発達障害者支援室室長）

### 企画趣旨

障害者権利条約の批准にむけて、国内法の改正作業が進められている。

教育分野では、平成 24 年 7 月に、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の報告が公表され、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、障害のある子どもが十分に教育を受けるための合理的配慮及びそのための基礎的環境整備等が示された。平成 24 年 12 月には「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」が文部科学省から公表された。今回の調査は平成 24 年 2 月～3 月にかけて、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団として行われ、調査の結果、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は 6.5%（推定値）で、その児童生徒（推定値 6.5%）のうち、現在いずれかの支援がなされている割合は 55.1%（推定値）であることが示されている。

福祉の分野では、平成 24 年 6 月に、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布された。平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等が追加され、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方や障害者の意思決定の在り方、成年後見制度の利用促進の在り方などについては、法施行後 3 年を目途として検討される。

労働の分野では、平成 24 年 6 月、障害者の法定雇用率を改正する政令が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から民間企業の法定雇用率については、従来の 1.8%から 2.0%に引き上げられた。平成 24 年 8 月、厚生労働省は、今後の障害者雇用の在り方を検討するため 3 つの研究会の報告書を発表し、雇用義務の対象を身体障害者、知的障害者だけでなく精神障害者を加えること、職場での合理的配慮を企業に義務付けることなどが提案され、平成 25 年 4 月、障害者雇用促進法改正法案が閣議決定され、国会に提出された。

本企画では、このような情勢を踏まえ、文部科学省と厚生労働省から、昨今の発達障害に対する取り組みや、検討状況、25 年度予算の概要等について解説いただく。

国の発達障害に対する取り組みについて、最新動向や今後の方向性の情報を得られる機会となるよう企画した。

第12回 全国LD親の会公開フォーラム  
特別支援教育の推進  
～一人一人の学びを保障する支援の在り方～

日時：平成25年6月9日(日)

場所：トーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)

# 特別支援教育の充実について

1. 特別支援教育の現状	1.
2. 障害者制度改革	11.
3. 平成25年度特別支援教育関係予算	23.
4. 特別支援教育にかかわる最近の動向	31.

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課長 大山 真未



## 1. 特別支援教育の現状 ～特別支援教育の充実～

### 特別支援教育の理念

発達障害を含め障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

### 学校教育法の一部改正(平成19年4月施行)

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

### 特別支援教育の課題

- 特別支援教育の対象児童生徒の増大
  - ・平成14年度から平成23年度にかけて、特別支援学校在籍者は、約34%増、小・中学校の特別支援学級在籍者は約90%増、通級指導対象者は約106%増。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校における校内支援体制の整備
  - ・小・中学校→一人一人に応じたきめ細やかな支援の充実
  - ・幼稚園、高等学校→一般的に体制整備に遅れ
- 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実現
  - ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成
- 教員の専門性の向上
  - ・障害の重度・重複化、多様化等に対応した専門性の確保、向上

### 具体的な施策

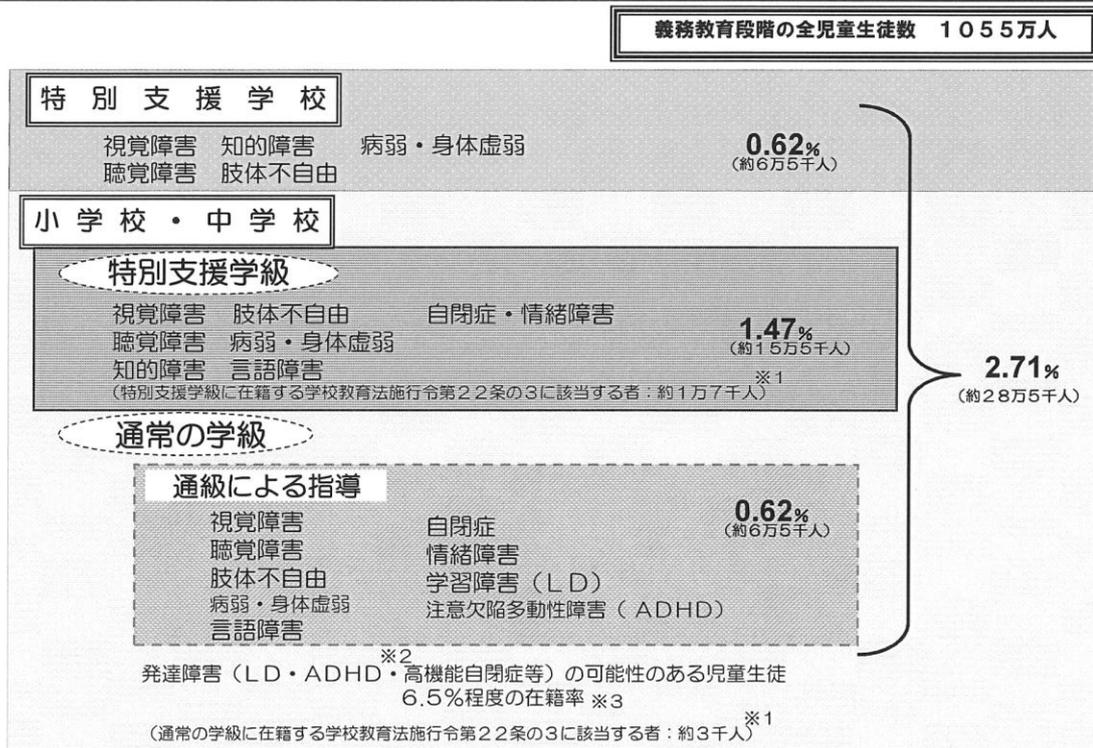
- 幼・小・中・高等学校等の特別支援教育体制の整備
  - ・インクルーシブ教育システムの構築事業
- 特別支援教育に係る人的環境の整備
  - ・特別支援教育の充実のための定数措置
  - ・特別支援教育支援員(地方財政措置：H19年度～公立小・中学校、H21～公立幼稚園、H23～公立高校)
- 特別支援学校の大規模化・狭隘化への対応
  - ・教室不足等の解消のための施設整備等
- 特別支援学校等の学習指導要領の改訂
  - ・重度・重複化への対応、個別の指導計画等の作成、職業教育充実、交流及び共同学習の推進等
- 特別支援教育担当教員の専門性の向上
  - ・各都道府県の指導者を対象とした専門的研修の実施
- (独)国立特別支援教育総合研究所の充実
  - ・発達障害教育情報センターの設置、専門的・実践的研修の実施

### 特別支援教育の対象者

① 特別支援学校	0.62%(約6万5千人)
② 小・中学校の特別支援学級	1.47%(約15万5千人)
③ 通級による指導	0.62%(約6万5千人)
④ 通常学級にLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等の児童生徒が6.5%程度で在籍の可能性(H24文部科学省調査)	

※ 数値は、義務教育段階における全児童生徒数に占める対象児童生徒数の割合。( )内は対象児童生徒数。

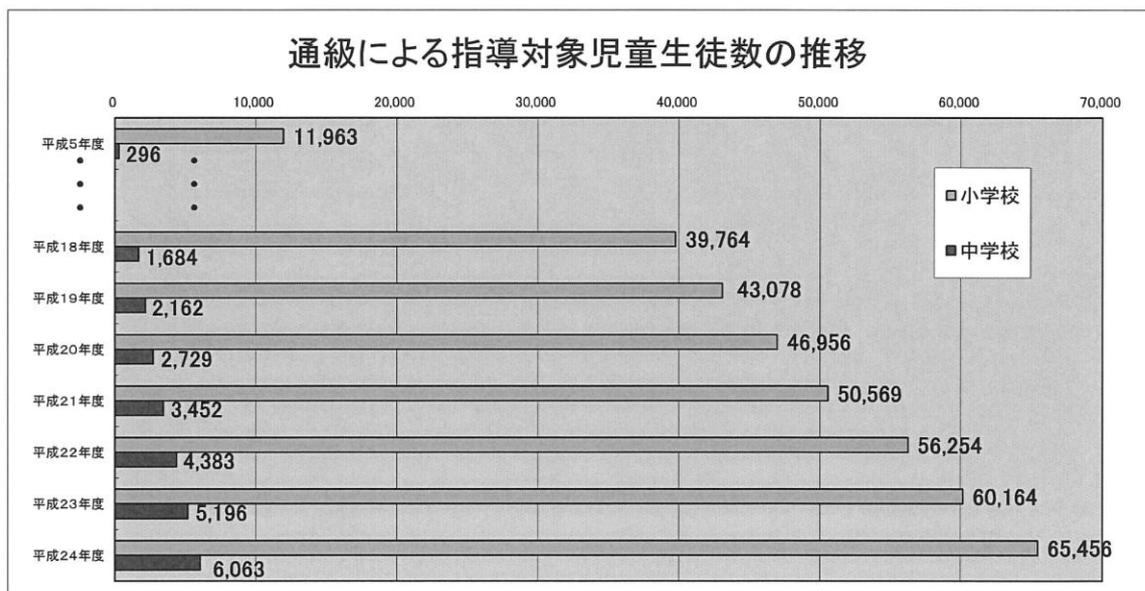
## 特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)



-2-

### 1. 特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成24年5月1日現在)～

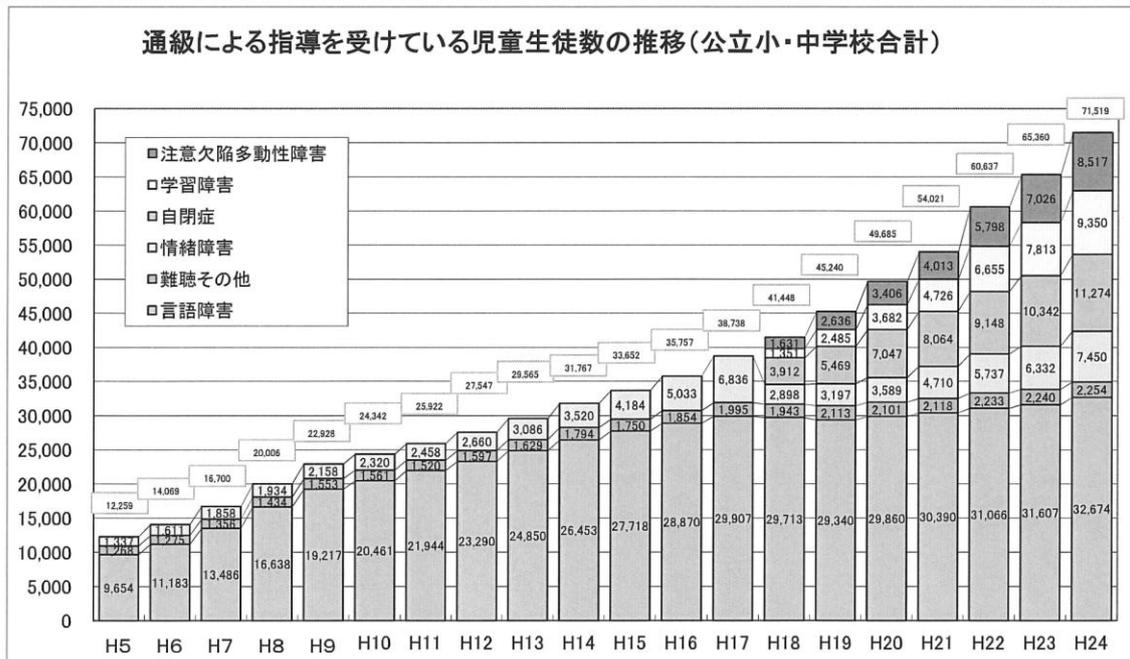
通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。



※ 各年度 5月1日現在

-3-

1. 特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成24年5月1日現在)～



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

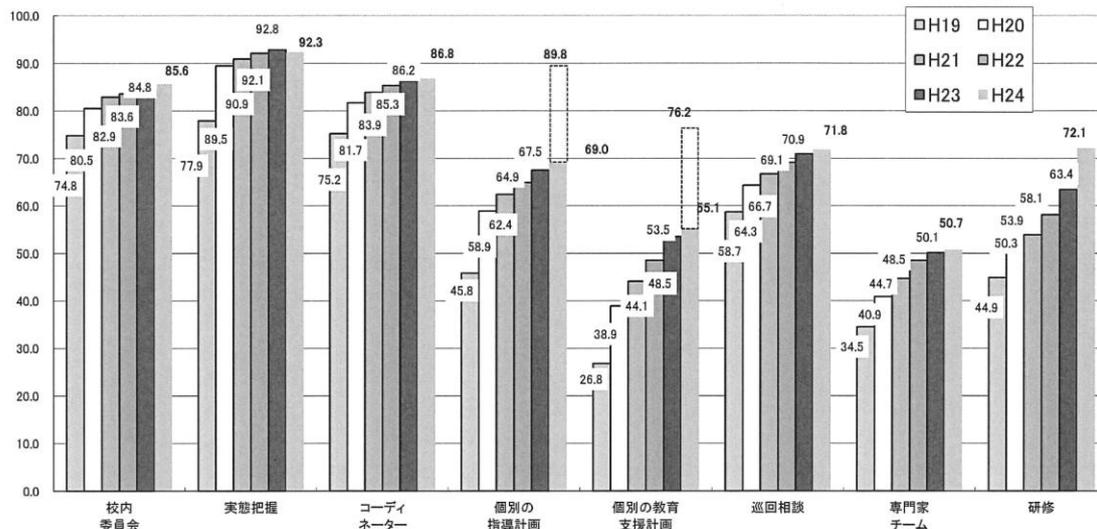
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

1. 特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

(1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

- 全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立立計・幼小中高計・項目別実施率—全国集計グラフ(平成19～24年度)



※点線箇所は、作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引き、その数値によって「作成済」と回答した学校数を割り戻した場合の値を示す。

**通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(概要)**

1. 調査の目的

特別支援教育が本格的に開始されてから5年が経過し、その実施状況について把握することが重要である。また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していくに当たり、障害のある子どもの現在の状況を把握することが重要である。そのため、本調査により、通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにし、今後の施策の在り方や教育の在り方の検討の基礎資料とする。

2. 調査の方法

(1)実施主体

文部科学省が協力者会議を設け実施方法等について検討し、実施。

(2)調査時期

平成24年2月から3月にかけて実施。

(3)調査対象

全国(岩手、宮城、福島の3県を除く)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする。

(4)標本児童生徒数

53,882人(小学校:35,892人、中学校:17,990人)

(5)回収数及び回収率

標本児童生徒数のうち、52,272人について回答が得られ、回収率は97.0%。標本学校数のうち、

1,164校について回答が得られ、回収率は97.0%。

※留意事項

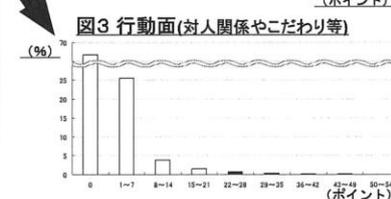
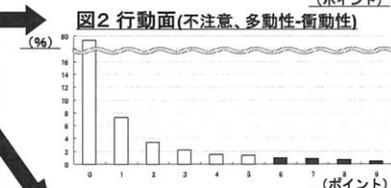
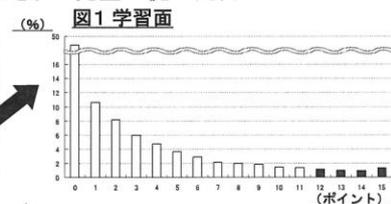
- ・本調査における「I. 児童生徒の困難の状況」については、担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーターまたは教頭(副校長)による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。
- ・<行動面(「不注意」「多動性-衝動性」)>の質問項目については、株式会社明石書店の著作物である「ADHD評価スケール」を使用。よって、同社に無断で転載、複製、翻案、頒布、公衆送信を行うことはできない。

**調査結果 < I. 児童生徒の困難の状況 >**

質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5% (6.2%~6.8%)
学習面で著しい困難を示す A: 学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%~4.7%)
行動面で著しい困難を示す B: 「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1% (2.9%~3.3%)
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1% (1.0%~1.3%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6% (1.5%~1.7%)
A かつ B	1.5% (1.3%~1.6%)
B かつ C	0.7% (0.6%~0.8%)
C かつ A	0.5% (0.5%~0.6%)
A かつ B かつ C	0.4% (0.3%~0.5%)



表② 知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の男女別集計

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
男子	9.3% (8.9%~9.8%)	5.9% (5.6%~6.3%)	5.2% (4.8%~5.5%)	1.8% (1.7%~2.1%)
女子	3.6% (3.3%~3.8%)	2.9% (2.7%~3.2%)	1.0% (0.9%~1.1%)	0.4% (0.3%~0.5%)

表③ 知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の学校種、学年別集計

<小学校>

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
小学校	7.7% (7.3%~8.1%)	5.7% (5.3%~6.0%)	3.5% (3.2%~3.7%)	1.3% (1.1%~1.4%)
第1学年	9.8% (8.7%~10.9%)	7.3% (6.5%~8.3%)	4.5% (3.9%~5.3%)	1.5% (1.1%~1.9%)
第2学年	8.2% (7.3%~9.2%)	6.3% (5.6%~7.1%)	3.8% (3.2%~4.5%)	1.5% (1.1%~2.0%)
第3学年	7.5% (6.6%~8.4%)	5.5% (4.8%~6.3%)	3.3% (2.8%~3.9%)	1.0% (0.7%~1.3%)
第4学年	7.8% (6.9%~8.8%)	5.8% (5.0%~6.6%)	3.5% (2.9%~4.2%)	1.2% (0.9%~1.7%)
第5学年	6.7% (5.9%~7.7%)	4.9% (4.2%~5.7%)	3.1% (2.6%~3.7%)	1.1% (0.9%~1.5%)
第6学年	6.3% (5.6%~7.2%)	4.4% (3.8%~5.1%)	2.7% (2.2%~3.3%)	1.3% (1.0%~1.7%)

<中学校>

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
中学校	4.0% (3.7%~4.5%)	2.0% (1.7%~2.3%)	2.5% (2.2%~2.8%)	0.9% (0.7%~1.1%)
第1学年	4.8% (4.1%~5.7%)	2.7% (2.2%~3.3%)	2.9% (2.4%~3.6%)	0.8% (0.6%~1.2%)
第2学年	4.1% (3.5~4.8%)	1.9% (1.5%~2.3%)	2.7% (2.2%~3.3%)	1.0% (0.7%~1.3%)
第3学年	3.2% (2.7%~3.8%)	1.4% (1.1%~1.9%)	1.8% (1.4%~2.3%)	0.9% (0.6%~1.3%)

調査結果 <Ⅱ. 児童生徒の受けている支援の状況>

(1) 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒(推定値6.5%)の受けている支援の状況は、以下の表のとおり。

表④ 校内委員会における現在の特別な教育的支援の必要性の判断状況

	推定値 (95%信頼区間)
必要と判断されている	18.4% (16.6%~20.3%)
必要と判断されていない	79.0% (76.9%~81.1%)
不明	2.6% (1.6%~4.1%)

表⑤ 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒(推定値6.5%)の受けている支援状況の概観

	推定値 (95%信頼区間)
現在、いずれかの支援がなされている	55.1% (52.8%~57.4%)
過去、いずれかの支援がなされていた	3.1% (2.5%~3.9%)
いずれの支援もなされていない	38.6% (36.4%~40.9%)
不明	3.1% (2.1%~4.7%)

※「現在、いずれかの支援がなされている」とは、表⑥-1~⑥-7に示す各設問等における各回答(※1)の一つあるいは複数で該当した場合を指す。  
 ※「過去、いずれかの支援がなされていた」とは、現在、いずれかの支援がなされている児童生徒(推定値55.1%)以外のうち、表⑥-1~⑥-7に示す各設問等における各回答(※2)の一つあるいは複数で該当した場合を指す。

表⑥-1 現在の通級による指導の状況

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級※1	2.4% (1.9%~3.0%)
他校通級※1	1.5% (1.2%~2.0%)
受けていない	93.3% (91.8%~94.6%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-2 過去の通級による指導の状況

※現在、通級による指導を受けていないと回答した児童生徒(推定値93.3%)を対象

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級※2	0.8% (0.5%~1.2%)
他校通級※2	0.9% (0.6%~1.3%)
受けていない	97.4% (96.7%~98.0%)
不明	0.9% (0.5%~1.5%)

表⑥-3 「個別的教育支援計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している※1	7.9% (6.7%~9.3%)
現在はないが過去に作成していた※2	1.3% (0.9%~1.8%)
作成していない	88.2% (86.2%~89.8%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-4 「個別の指導計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している※1	9.9% (8.5%~11.4%)
現在はないが過去に作成していた※2	1.8% (1.3%~2.3%)
作成していない	85.6% (83.6%~87.4%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-5 特別支援教育支援員の支援対象

※支援員一人が複数の児童生徒を支援している場合も含む

	推定値 (95%信頼区間)
なっている※1	8.5% (7.3%~9.8%)
現在はなっていないが過去になっていた※2	1.4% (1.0%~2.0%)
なっていない	87.2% (85.3%~88.8%)
不明	3.0% (1.9%~4.5%)

表⑥-6 授業時間以外の個別の配慮・支援の状況

※補習授業の実施、宿題の工夫等

	推定値 (95%信頼区間)
行っている※1	26.3% (24.3%~28.5%)
現在は行っていないが過去に行っていた※2	3.9% (3.1%~4.7%)
行っていない	67.1% (64.8%~69.4%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-7 授業時間内の教室内での個別の配慮・支援の状況

※特別支援教育支援員による支援を除く  
 ※座席市の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等

	推定値 (95%信頼区間)
行っている※1	44.6% (42.4%~46.9%)
現在は行っていないが過去に行っていた※2	2.7% (2.1%~3.5%)
行っていない	49.9% (47.7%~52.2%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

調査結果 <Ⅱ. 児童生徒の受けている支援の状況>

(2) 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒(推定値6.5%)のうち、校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒(推定値18.4%)の受けている支援の状況は、以下の表のとおり。

表⑦ 校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒の受けている支援状況の概観

	推定値(95%信頼区間)
現在、いずれかの支援がなされている	92.2%(89.4%~94.3%)
過去、いずれかの支援がなされていた	1.8%(1.0%~3.2%)
いずれの支援もなされていない	6.0%(4.2%~8.5%)
不明	—

※「現在、いずれかの支援がなされている」、「過去、いずれかの支援がなされていた」とは、表⑤と同様に集計。

表⑧-1 現在の通級による指導の状況

	推定値(95%信頼区間)
自校通級	10.1%(7.7%~13.2%)
他校通級	6.9%(5.1%~9.3%)
受けていない	83.0%(79.4%~86.0%)
不明	—

表⑧-2 過去の通級による指導の状況

※現在、通級による指導を受けていないと回答した児童生徒(推定値83.0%)を対象

	推定値(95%信頼区間)
自校通級	2.0%(1.1%~3.6%)
他校通級	1.7%(0.8%~3.5%)
受けていない	95.0%(92.5%~96.7%)
不明	1.4%(0.6%~3.1%)

表⑧-3 「個別の教育支援計画」の作成状況

	推定値(95%信頼区間)
作成している	32.1%(27.0%~37.7%)
現在はないが過去に作成していた	2.4%(1.4%~4.0%)
作成していない	65.5%(59.9%~70.8%)
不明	—

表⑧-4 「個別の指導計画」の作成状況

	推定値(95%信頼区間)
作成している	43.2%(38.0%~48.5%)
現在はないが過去に作成していた	2.8%(1.7%~4.6%)
作成していない	54.0%(48.7%~59.2%)
不明	—

表⑧-5 特別支援教育支援員の支援対象

※支援員一人が複数の児童生徒を支援している場合も含む

	推定値(95%信頼区間)
なっている	32.4%(27.8%~37.4%)
現在はないが過去になっていた	4.3%(2.7%~6.8%)
なっていない	62.9%(58.0%~67.6%)
不明	0.3%(0.1%~1.4%)

表⑧-6 授業時間以外の個別の配慮・支援の状況

※補習授業の実施、宿題の工夫等

	推定値(95%信頼区間)
行っている	48.7%(43.8%~53.6%)
現在はないが過去に行っていた	4.0%(2.7%~5.9%)
行っていない	47.3%(42.5%~52.2%)
不明	—

表⑧-7 授業時間内の教室内での個別の配慮・支援の状況

※特別支援教育支援員による支援を除く

※座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等

	推定値(95%信頼区間)
行っている	73.7%(69.5%~77.5%)
現在はないが過去に行っていた	3.7%(2.2%~6.0%)
行っていない	22.7%(18.9%~26.9%)
不明	—

2. 障害者制度改革 ～障害者の権利に関する条約に係るこれまでの経緯～

障害者の権利に関する条約に係るこれまでの経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年 9月28日 署名
- ・平成21年12月 内閣府「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」設置
- ・平成22年 6月29日 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(閣議決定)
- ・ 7月12日 中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置
- ・平成23年 8月 5日 障害者基本法の一部を改正する法律が公布、一部を除き施行  
※「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分は平成24年5月21日施行。
- ・平成24年 5月21日 内閣府「障がい者制度改革推進会議」を廃止、「障害者政策委員会」を設置
- ・ 7月13日 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」報告とりまとめ
- ・ 7月23日 報告を中央教育審議会初等中等教育分科会報告としてとりまとめ

## 2. 障害者制度改革

## 中央教育審議会初等中等教育分科会

## 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要①

## 1. 共生社会の形成に向けて

## (1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- ・障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重、障害者の精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- ・共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- ・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

-12-

## 2. 障害者制度改革

## 中央教育審議会初等中等教育分科会

## 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要②

## 1. 共生社会の形成に向けて

## (2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
- ①障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
  - ②障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
  - ③特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
- ・基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

-13-

## 2. 障害者制度改革

## 中央教育審議会初等中等教育分科会

## 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要③

## 1. 共生社会の形成に向けて

## (3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

今後の進め方については、施策を短期(「障害者の権利に関する条約」批准まで)と中長期(同条約批准後の10年間程度)に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

短期: 就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

中長期: 短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。

## 2. 就学相談・就学先決定の在り方について

## (1) 早期からの教育相談・支援

- ・子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。
- ・乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

-14-

## 2. 障害者制度改革

## 中央教育審議会初等中等教育分科会

## 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要④

## 2. 就学相談・就学先決定の在り方について

## (2) 就学先決定の仕組み

- ・就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。
- ・現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」(仮称)については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。
- ・就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、児童生徒のそれぞれの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。
- ・就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である(就学に関するガイダンス)。
- ・本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」(仮称)に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

-15-

## 2. 障害者制度改革

### 中央教育審議会初等中等教育分科会

#### 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑤

### 2. 就学相談・就学先決定の在り方について

#### (3) 一貫した支援の仕組み

- ・可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

#### (4) 就学先相談、就学先決定に係る、国・都道府県教育委員会の役割

- ・都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。
- ・就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

-16-

## 2. 障害者制度改革

### 中央教育審議会初等中等教育分科会

#### 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑥

### 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

#### (1) 「合理的配慮」について

- ・条約の定義に照らし、本報告における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- ・障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった 目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- ・「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」(仮称)の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。
- ・移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

-17-

## 2. 障害者制度改革

中央教育審議会初等中等教育分科会

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑦

## 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

## (2)「基礎的環境整備」について

- ・「合理的配慮」の充実を図るため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、「基礎的環境整備」の充実を図っていくことが必要である。
- ・共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

## (3)学校における「合理的配慮」の観点

- ・「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。
- ・現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。
- ・複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

## (4)「合理的配慮」の充実

- ・これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、設置者・学校、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、設置者・学校、本人・保護者の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。

-18-

## 2. 障害者制度改革

中央教育審議会初等中等教育分科会

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑧

## 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

## (1)多様な学びの場の整備と教職員の確保

- ・多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。
- ・通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。
- ・特別支援教育により多様な子どものニーズに的確に応えていくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。
- ・医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じ確保していく必要がある。
- ・通級による指導を行うための教職員体制の充実が必要である。
- ・幼稚園、高等学校における環境整備の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用等により教員の研修を行うなど、各都道府県教育委員会が環境を整えていくことが重要である。

-19-

## 2. 障害者制度改革

### 中央教育審議会初等中等教育分科会

#### 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑨

#### 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

##### (2) 学校間連携の推進

- ・域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により、域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。
- ・特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)の中でコーディネーター機能を発揮し、発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。
- ・域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。

-20-

## 2. 障害者制度改革

### 中央教育審議会初等中等教育分科会

#### 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑩

#### 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

##### (3) 交流及び共同学習の推進

- ・特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。
- ・特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

##### (4) 関係機関等との連携

- ・医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。

-21-

**2. 障害者制度改革**  
**中央教育審議会初等中等教育分科会**  
**共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要①**

**5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等**

**(1) 教職員の専門性の確保**

- ・インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。
- ・すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行き、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

**(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方**

- ・学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。このことから、校長等の管理職や教育委員会の指導主事等を対象とした研修を実施していく必要がある。
- ・特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状(当該障害種又は自立教科の免許状)取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。
- ・特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

**(3) 教職員への障害のある者の採用・人事配置**

- ・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である。

**3. 平成25年度特別支援教育関係予算** 平成25年度予算額 9,945百万円  
(平成24年度予算額 8,129百万円)

**◆インクルーシブ教育システム構築事業 1,385百万円**

・改正障害者基本法の趣旨を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用を促進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の構築、合理的配慮の充実、データベースの構築、就学奨励費の支給対象の拡大、医療的ケアのための看護師配置、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。

**◆発達障害に関する教職員の専門性向上事業 78百万円**

・発達障害のある児童生徒への支援にあたり、教員の発達障害に関する正しい理解を図るための事業を実施するとともに、発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するための事業を実施する。

**◆特別支援教育就学奨励費負担等 8,315百万円**

・特別支援学校及び特別支援学級等への就学の特殊事情を踏まえ、これらの学校に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、通学費、学用品費等の就学に必要な経費を援助する。

**◆教科用特定図書等普及推進事業 100百万円**

・障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるよう、多くの弱視児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等の普及や、ボランティア団体等にとって使い勝手のよい教科書デジタルデータの提供など、教科用特定図書等の普及促進等を図る。

**◆特別支援教育に関する実践研究充実事業 27百万円**

・全国の特別支援学校や小・中学校等の特別支援教育に関する教育課程の編成等について実践的な研究を実施。

**◆民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業 25百万円**

・発達障害等のある児童生徒の障害特性などに応じた適切な教科用図書等や教材を提供するため、その支援技術等に関する研究や普及推進を実施。

**◆特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 15百万円**

・視覚障害及び聴覚障害の専門教科等に対応した教育の充実や教員の専門性を向上する研修等の実施等

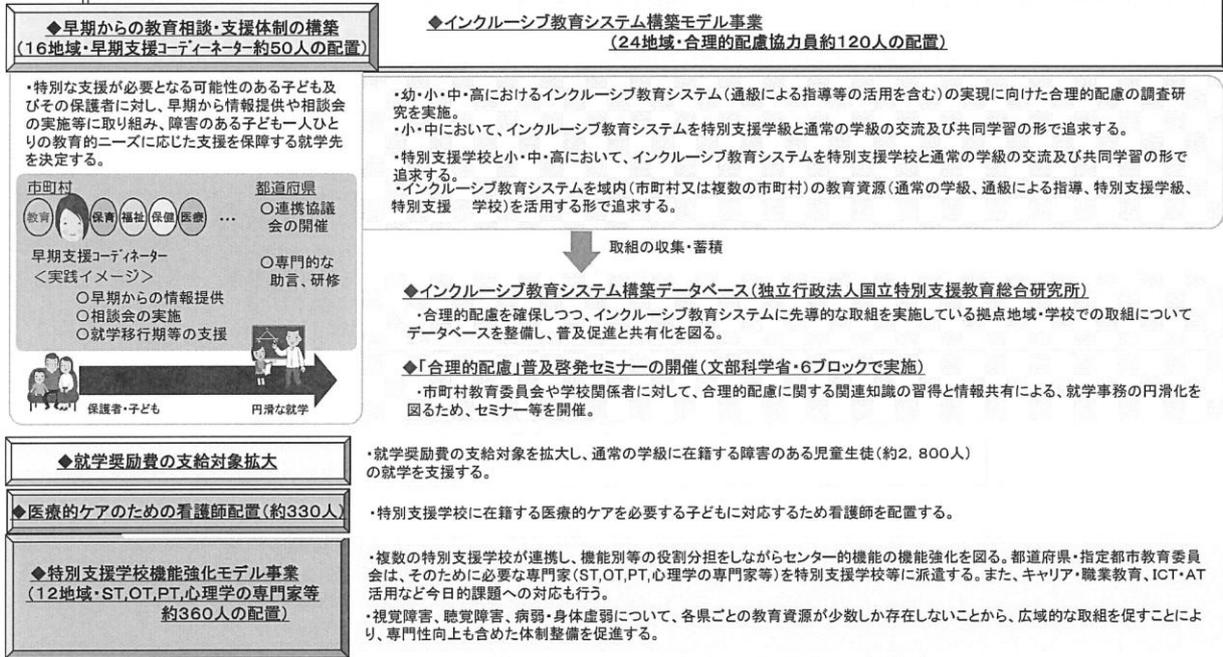
○インクルーシブ教育システム構築事業 平成25年度予算額 1,385百万円(新規)

改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼稚園、小・中学校、高等学校における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究、高等学校の特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。さらに、医療的ケアのための看護師配置、就学奨励費の支給対象の拡大を行う。

就学期以前

小・中学校

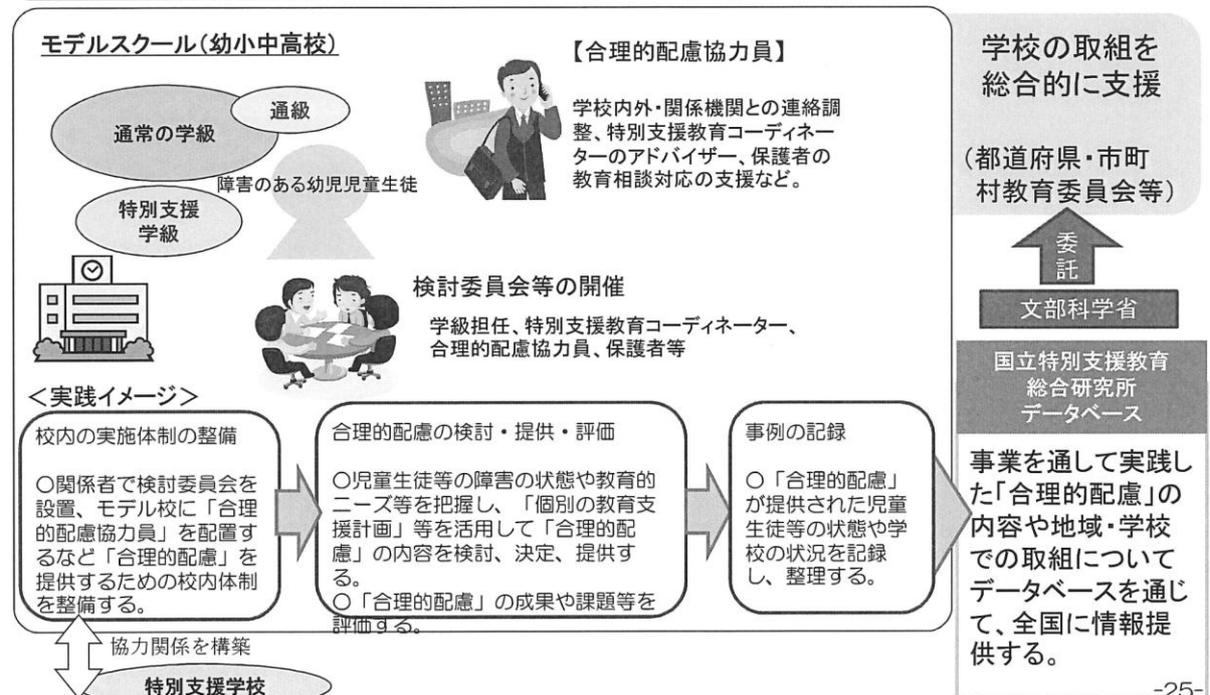
高等学校



特別支援学校(幼稚園・小学部・中学部・高等部)

インクルーシブ教育システム構築モデル事業(モデルスクール)

【目的】 インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育を推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある児童生徒等に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を蓄積するとともに、適切な「合理的配慮」のための校内体制の整備を支援する。

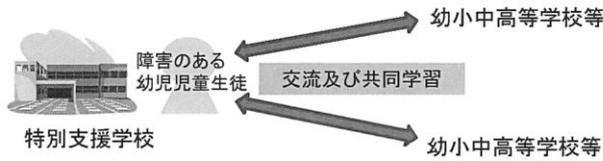


インクルーシブ教育システム構築モデル事業（モデル地域（交流及び共同学習））

【目的】 インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育を推進していくため、交流及び共同学習の計画的・組織的な実施について実践研究を行うとともに、これらの交流及び共同学習における「合理的配慮」の提供について実践事例を蓄積する。

(Ⅰ)特別支援学校と幼小中高等学校等(居住地校含む)

<モデル地域:複数の市町村が連携した地域、市町村の全域または一部>



【合理的配慮協力員】

学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーターのアドバイザー、保護者の教育相談対応の支援など。

(Ⅱ)特別支援学級と通常の学級

<モデル地域:中学校区程度以上>



<実践イメージ>

地域内の実施体制の整備

○対象校の関係者で共同の組織を設ける、対象校に「合理的配慮協力員」を配置するなど研究体制を整える。

実践研究の実施

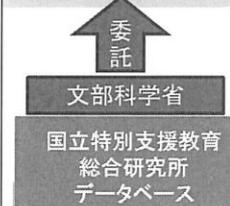
○児童生徒等の相互理解を一層推進する観点から、居住地校交流等の交流及び共同学習を創意工夫して実践する。  
○その際、交流及び共同学習において提供される「合理的配慮」について検討、決定する。

事例の記録

○交流及び共同学習の実践について記録する。また、「合理的配慮」が提供された児童生徒等について記録する。

地域内の交流及び共同学習の取組を総合的に支援

(都道府県・市町村教育委員会等)

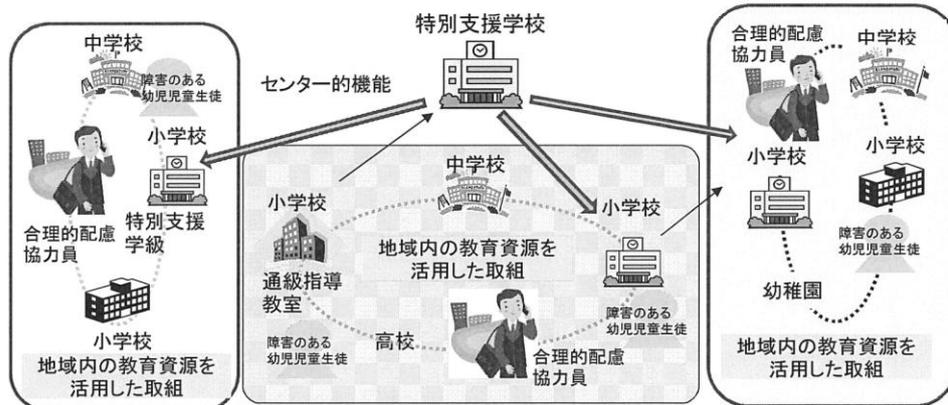


事業を通して実践した交流及び共同学習の内容や、提供された「合理的配慮」の内容についてデータベースを通じて、全国に情報提供する。

インクルーシブ教育システム構築モデル事業（モデル地域（スクールクラスター））

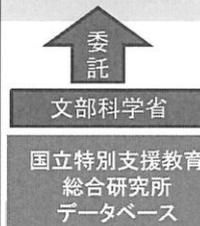
【目的】 インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育を推進していくため、スクールクラスター(域内の教育資源の組み合わせ)について実践研究を行うとともに、スクールクラスターを活用した「合理的配慮」の提供について実践事例を蓄積する。

モデル地域(複数の市町村が連携した地域、市町村の全域または一部)



地域内の教育資源を活用した取組を総合的に支援

(都道府県・市町村教育委員会等)



事業を通して実践した地域内の教育資源を活用した取組や、提供された「合理的配慮」の内容についてデータベースを通じて、全国に情報提供する。

<実践イメージ>

地域内の実施体制の整備

○モデル地域内の学校の関係者で共同の組織を設ける、取組に参加する学校に「合理的配慮協力員」を配置するなど研究体制を整える。

実践研究の実施

○モデル地域内の教育資源を活用した取組を実践する。  
○その際、障害のある児童生徒等に地域内の教育資源を活用して提供される「合理的配慮」について検討、決定する。

事例の記録

○地域内の教育資源を活用した取組の実践について記録する。また、「合理的配慮」が提供された児童生徒等について記録する。

○発達障害に関する教職員の専門性向上事業 平成25年度予算額 78百万円(新規)

小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、6.5%程度の割合で在籍しており、すべての学校・学級において、これらの児童生徒に対する支援が、喫緊の課題となっている。

発達障害のある児童生徒への支援にあたっては、教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、児童生徒への適切な指導や、保護者等に対して十分な説明を行い理解を得る必要がある。また、各学校において、発達障害に関する支援の中核となる高度な専門性を有する教員の存在も重要である。

そのため、教員に発達障害に関する正しい理解を図るための理解推進拠点事業を実施するとともに、発達障害に関する専門的・実践的知識を有する教職員の育成するためのプログラム開発を行う。

◎ 発達障害理解推進拠点事業 22百万円

・教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、適切な指導や学校教育活動全体を通じて児童生徒の理解を得る。また、保護者等への十分な理解を得るための取組について、拠点校を設けて実践事業を行う。また、その成果普及のためのセミナー等を開催する。 18校・地域

(事業内容)

- 教員向け発達障害に関する校内研修等の実施
  - ・特別支援学校退職教員、元通級学級担当教員を講師として校内研修を実施
  - ・学校教育活動全体を通じて児童生徒への理解を図るための取組の実践
- 教員、保護者、地域等を対象とした成果普及のためのセミナーの開催 など

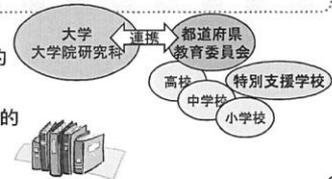


◎ 発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 55百万円

・学校現場において、発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員の育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。 4大学

(事業内容)

- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院研究科等において、中核的な現職教員に対する発達障害に関する高度で専門的な知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など



教育再生実行の基盤となる教職員等指導体制の整備

(平成25年度 義務教育費国庫負担金等予算)

《義務教育費国庫負担金》

平成25年度予算 1兆4,899億円 (対前年度 ▲698億円)



- ・教職員定数の改善 +29億円(+1,400人)
- ・教職員定数の自然減・合理化減 ▲82億円(▲3,200人+▲600人)
- ・給与臨時特例法を踏まえた削減 ▲632億円
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲13億円

教職員定数の改善 1,400人 (29億円) ※800人(17億円)の改善増

- ① いじめ問題への対応など学校運営の改善充実 400人  
(うち主幹教諭の配置促進: 200人)
- ② 通級指導など特別支援教育の充実 600人
- ③ 小学校における専科指導の充実 400人  
(小・中連携、理数・外国語教育等の先進的な取組への支援)  
〔※少子化を踏まえた合理化減 ▲600人〕

被災した児童生徒のための学習支援として1,000人(前年同)の加配措置【復興特別会計】

# 特別支援教育支援員の地方財政措置について

【25年度措置額：約514億円(24年度措置額：約476億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



## ■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。

学校種	平成25年度	平成24年度
幼稚園【拡充】	4,800人	4,500人
小・中学校【拡充】	39,400人	36,500人
高等学校	500人	500人
合計	44,700人 (事業費:約514億円)	41,500人 (事業費:約476億円)



平成19年度～:公立小・中学校について地方財政措置を開始  
平成21年度～:公立幼稚園について地方財政措置を開始  
平成23年度～:公立高等学校について地方財政措置を開始

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案(障害者差別解消法)の概要

<p><b>障害者基本法 第4条</b></p> <p><b>基本原則 差別の禁止</b></p>	<p><b>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</b></p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p><b>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</b></p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p><b>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</b></p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	--	---	---

### 具体化

**I. 差別を解消するための措置**

<p><b>差別的取扱いの禁止</b></p> <p>国・地方公共団体等 民間事業者</p> <p>→ 法的義務</p>	<p><b>合理的配慮の不提供の禁止</b></p> <p>国・地方公共団体等 民間事業者</p> <p>→ 法的義務 → 努力義務</p>
--	--

↓ 具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定\*
- 事業者 ⇒ 事業分野別の指針(ガイドライン)を策定

)\* 地方の策定は努力義務

実効性の確保 ● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

**II. 差別を解消するための支援措置**

紛争解決・相談	● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
地域における連携	● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
啓発活動	● 普及・啓発活動の実施
情報収集等	● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

